

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示
の方法を定める件

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定に
より、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法
を次のとおり定める。

記

1 市街地の区域（別図のとおり）

北区篠路町上篠路の一部

2 住居表示の方法

街区方式とする。

（理 由）

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定
めるため、本案を提出する。

住居表示実施区域
位置図



北區篠路町上篠路の一部

東 区

